

## 中央交通安全対策会議専門委員会について

### 1 専門委員

中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣、委員：関係 13 大臣）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができるとされており（交通安全対策基本法第 15 条第 4 項）、昭和 46 年度から始まった第 1 次交通安全基本計画の作成以来、交通安全基本計画の作成に当たっては、専門委員会を開催し、交通安全に高い識見を備えた学識経験者等から意見を聴いている。専門委員は、内閣総理大臣が任命する。

第 11 次交通安全基本計画の作成に当たって、19 名の専門委員が本年 3 月 1 日に任命された。

### 2 会議の開催

令和 3 年度から始まる第 11 次交通安全基本計画は、令和 3 年 3 月までに中央交通安全対策会議において決定される必要があるため、専門委員会を、本年 6 月から 4 回程度開催する。

### 3 資料の公開等

- ・ 専門委員会会議は非公開。
- ・ 専門委員会会議の終了後速やかに議事要旨を作成し、会議資料とともに内閣府ホームページに掲載。
- ・ 専門委員会会議の議事録を作成し、各専門委員に確認の上、内閣府ホームページに掲載。

### 4 国民等からの意見聴取

- ・ 今後、2025 年度までに国に期待する主な交通事故対策に関する意見について、都道府県・政令指定都市、関係団体等に対して照会。
- ・ 10 月頃までに基本計画中間案を作成し、同案に関し公聴会の開催、意見募集（パブリックコメント）を予定（本年秋頃）。
- ・ これら政府に寄せられた国民の意見等については、適宜、専門委員会会議において報告。

## 今後のスケジュール

- |                  |                           |
|------------------|---------------------------|
| 6月26日            | 第1回専門委員会                  |
| 8月中下旬            | 第2回専門委員会<br>第11次計画骨子案について |
| 10月中下旬           | 第3回<br>第11次計画中間案について      |
| ※ 公聴会、パブリックコメント等 |                           |
| 令和3年1月           | 第4回<br>第11次計画案について        |
| 令和3年3月           | 中央交通安全対策会議                |